

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第3部門第3区分
【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2002-505696(P2002-505696A)

【公表日】平成14年2月19日(2002.2.19)

【出願番号】特願平11-503193

【国際特許分類第7版】

C 0 9 D 175/02

C 0 8 G 18/32

C 0 9 D 5/00

【F I】

C 0 9 D 175/02

C 0 8 G 18/32 B

C 0 9 D 5/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月10日(2005.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成17年6月10日

特許庁長官 小 川 洋 殿

1. 事件の表示

平成11年特許願第503193号

2. 補正をする者

名称 ミネソタ マイニング アンド マニュファクチャリング
カンパニー

3. 代 理 人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石田 敬



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正します。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通



請求の範囲

1. 1種以上の脂肪族第2級アミン、
1種以上のポリイソシアネート、ならびに
充填剤、増量剤、顔料、およびそれらの組合せからなる群より選ばれる物質、
を含むコーティング組成物から調製されるポリウレタ基含有バインダと、
反射素子と、
を含んでなり、縦方向の交通標識として少なくとも約2年間使用した後でASTM E
1710-95に従って測定した場合に少なくとも約100mcd/m²/luxの保持反射率を有
する路面標識。
2. 前記1種以上の脂肪族第2級アミンがアスパラギン酸エステルアミンを含
む、請求項1記載の路面標識。
3. 前記コーティング組成物が少なくとも約7℃の最低適用温度および約5分
間以下の乗入禁止時間を有する、請求項1記載の路面標識。
4. 前記反射素子がセラミックマイクロスフェアを含む、請求項1記載の路面
標識。
5. 前記コーティング組成物が実質的に揮発性有機成分を含まない、請求項1
記載の路面標識。
6. 前記コーティング組成物が少なくとも約30秒間の開放時間を有する、請求
項1記載の路面標識。
7. 前記充填剤が中空ガラスマイクロスフェアを含む、請求項1記載の路面標
識。
8. 充填剤、増量剤、顔料、およびそれらの組合せからなる群より選ばれる物
質を、最終乾燥コーティングの重量を基準にして少なくとも約15重量%の量で含
む、請求項1記載の路面標識。
9. 充填剤、増量剤、顔料、およびそれらの組合せからなる群より選ばれる物
質を、最終乾燥コーティングの重量を基準にして約30重量%～約42重量%の量で
含む、請求項8記載の路面標識。